議案第２２７号

直江津屋台会館条例の一部改正について

直江津屋台会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

直江津屋台会館条例の一部を改正する条例

直江津屋台会館条例（平成６年上越市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表イベントホールの項中「４，６００円」を「５，０６０円」に改め、同表広場の項中「５円」を「１０円」に改め、同表備考５中「利用しないときは、この表中「４，６００円」とあるのは、「３，８００円」を「利用しないときの使用料は、「４，１８０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。